

## ● 償却資産税について

不動産の所有により固定資産税が、自動車の所有により自動車税が、毎年課税されますが、その他の事業用有形固定資産にも「償却資産税」が課税されます。

税目	対象	事業用	非事業用
固定資産税	土地・建物	課税 (居住用等の軽減あり)	
自動車税	自動車・軽自動車	課税 (環境・障害者用等の軽減あり)	
償却資産税	その他有形固定資産	課税	—

毎年1月1日において事業を営んでいる法人や個人事業者は、1月31日までに「償却資産申告書」を、事業を営んでいる市町村ごとに提出しなければなりません。償却資産税のポイントは以下の通りです。

提出先	各市町村
申告資産	1月1日現在、各市町村に所有している、固定資産税・自動車税の対象とならない全ての償却資産 テナントが施工した内装・内部造作・建築設備等は、建物と一体となるものであっても課税対象 ソフトウェア等の無形固定資産、リース会社で課税されるリース資産は、申告の対象外
課税標準	申告した内容より、各市町村で減価償却を計算し、各資産の評価額を算定
免税点	課税標準が150万円未満 ・ 課税標準は減価償却後の評価額 ・ 150万円以上であれば、その全額に課税 ・ 免税点は市町村ごとに判定（政令指定都市については、区ごと）
税率	1.4%
納税	各市町村から納付書が送付 納期は原則として、4月、7月、11月、翌2月の各月末の年4回

### 【夏季休業のお知らせ】

8月13日（木）14日（金）は夏季休業させていただきます。お盆明けは8月17日（月）から営業予定です。ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。

### ■ 税務カレンダー

	内容	備考
8月	個人事業税納付（第1期） 個人住民税納付（第2期）	
9月	—	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。